平成２２年（フ）第３０３号
長崎県佐世保市針尾東町2099番地１、旧住所鹿児島県鹿児島市郡元１丁目９番36号
債務者　平野　麗奈
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
長崎県東彼杵郡川棚町新谷郷1674番地23
債務者　山下　勝也
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
長崎県佐世保市上本山町864番地１　Ｃ棟402号
債務者　朝永　良二
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
長崎県佐世保市黒髪町18番９号　ロイヤルマンション黒髪Ⅱ205号室、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町石木郷976番地28
債務者　浦嵜　優二
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
青森市浪館前田２丁目９番29号
債務者　中田熊太郎
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2095番地１
債務者　玉城　信人
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２８１号
東京都東村山市秋津町５丁目６番地７メゾンドベリテ501
債務者　和田　　進
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５４号
長崎県佐世保市竹辺町127番地２、旧住所長崎県佐世保市相浦町671番地５
債務者　山口　明子（旧姓荒瀬）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
長崎県佐世保市相浦町671番地５
債務者　川渕　映子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
長崎県佐世保市桜木町867番地３、旧住所長崎県佐世保市日宇町695番地６　大久保第２ビル301
債務者　松本　西紀（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８６６０号
東京都江戸川区船堀５丁目13―３―512、開始決定時の住所東京都台東区雷門２丁目３―８　河野ビル７Ｆ
破産者　河野　正樹
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１４３号
東京都港区海岸３丁目８－１―308
破産者　高村　龍自
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９号
埼玉県さいたま市南区白幡４丁目18―８　あすなろ１棟204
破産者　横山　裕一
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６０号
東京都新宿区山吹町363番地　英明ビル３Ｆ
破産者　株式会社協進
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６１号
千葉県柏市高柳1742―21
破産者　大川　安郎
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７７号
東京都あきる野市瀬戸岡433番地１
破産者　有限会社イズミ工業所
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７８号
東京都あきる野市瀬戸岡433―１
破産者　大高啓志郎
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７９号
東京都あきる野市瀬戸岡433―１
破産者　大高あつ子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部